

札幌国際交流館の維持管理等に係る費用負担等に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）、札幌市職員共済組合（以下「乙」という。）、公益社団法人札幌市シルバーパートナーズ（以下「丙」という。）及び一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団（以下「丁」という。）は、丁が実施する札幌国際交流館の維持管理業務等（以下「管理業務等」という。）に係る費用負担等に関し、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 丁は、札幌国際交流館につき、札幌国際交流館の管理に関する協定書（以下「協定書」という。）及び札幌国際交流館管理業務等仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、管理業務等を行う。

（定 義）

第2条 この協定書において「リフレサッポロ」とは、札幌市自治研修センター等複合施設をいう。

（費用を分担する事務）

第3条 丁が行う管理業務等のうち、甲、乙、丙及び丁の間で費用を分担するものは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 協定書及び仕様書に定める委託業務のうち、リフレサッポロ全体の維持管理に係るもの
- (2) リフレサッポロ全体の維持管理に係る消耗品
- (3) 清掃業務
- (4) リフレサッポロの電気料金、上下水道料金、都市ガス料金、電話基本料金、J:COM TV利用料金及びNHK放送受信料
- (5) リフレサッポロ全体で共用する設備等の修繕
- (6) リフレサッポロの防災管理室の電話料金

（費用の負担）

第4条 前条第1号から第5号までに係る費用については、乙、丙及び丁がそれぞれ負担することとし、その金額は別紙1に定めるところによるものとする。ただし、第4号のNHK放送受信料については、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ負担することとし、その金額は別紙1に定めるところによるものとする。

2 前条第6号に係る費用については、乙、丙及び丁がそれぞれ負担することとし、その金額は別紙2に定めるところによるものとする。

（事業計画の提出等）

第5条 丁は、第3条に係る事務の毎年度の事業計画及び前条の規定により乙、丙及び丁がそれぞれ負担する費用（以下「負担金」という。）の概算金額を乙及び丙の翌年度の予算要求時期までに乙及び丙に提出し、当該年度開始前までに、乙及び丙の承認を受けなければならない。

2 丁は、前項の事業計画及び概算金額に大幅な変更があった場合、又はそのおそれのある場合は、当該変更のあった日又はそのおそれがあると知った日から起算して10日以内に乙及び丙に通知し、承認を受けなければならない。

（負担金の納入）

第6条 丁は、月ごとに、確定した管理業務等に係る経費について、乙及び丙に対し、それぞれが負担金として納入すべき金額を請求書により請求するものとする。

2 乙及び丙は、前項の請求書に基づき、丁に対し、当該請求書により丁が指定する日までに負担金を支払うものとする。

（資料の提出等）

第7条 甲、乙及び丙は、管理業務等の円滑な執行を確保するために必要があると認めたときは、丁に対して関係資料の提出又は報告を求めることができる。

(効力発生等)

第8条 この協定は、甲、乙、丙及び丁において協定を締結後、平成30年4月1日に遡及して適用するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成31年3月31日までとする。

2 前項の有効期間が満了する日の2ヶ月前の日までに、甲、乙、丙又は丁からこの協定の内容の改定等の意思表示がないとき、この協定は有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間、従前の条件と同一の条件により更新されるものとし、更新された協定についても、また同様とする。

(その他の事項の取扱い)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、丁のみが費用等の負担をすることのないよう、甲、乙、丙及び丁が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印の上、各1通を所持する。

平成30年9月13日

札幌市中央区北1条西2丁目

甲 札幌市

市長 秋元克広

札幌市中央区北1条西2丁目

乙 札幌市職員共済組合

理事長 町田隆敏

札幌市白石区本通16丁目南4番26号

リフレサッポロ内

丙 公益社団法人札幌市シルバー人材センター

理事長 前田龍一

札幌市中央区中島公園1番5号

札幌市中島体育センター内

丁 一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団

理事長 二木一重

別紙1 業務委託費、光熱水費、修繕費等の負担方法

1 業務委託費、施設全体で共用する設備の修繕費、J:COM TV利用料金、消耗品購入費及び清掃業務委託費

(1) 丁の負担額

丁が発注するリフレサッポロ全体の維持管理に係る業務委託費、丁が発注する施設全体で共用する設備の修繕費、丁が支払う年間のJ:COM TV利用料金、丁が発注するリフレサッポロ全体の維持管理に係る消耗品の購入費、及び丁が発注する清掃業務の委託費に、表1-1の札幌国際交流館、自治研修センター、教育支援センター及び職員健康管理課の負担割合の合計を乗じて求めた額とする。

(2) 乙の負担額

丁が発注するリフレサッポロ全体の維持管理に係る業務委託費、丁が発注する施設全体で共用する設備の修繕費、丁が支払う年間のJ:COM TV利用料金、丁が発注するリフレサッポロ全体の維持管理に係る消耗品の購入費、及び丁が発注する清掃業務の委託費に、表1-1の乙の負担割合を乗じて求めた額とする。

(3) 丙の負担額

丁が発注するリフレサッポロ全体の維持管理に係る業務委託費、丁が発注する施設全体で共用する設備の修繕費、丁が支払う年間のJ:COM TV利用料金、丁が発注するリフレサッポロ全体の維持管理に係る消耗品の購入費、及び丁が発注する清掃業務の委託費に、表1-1の丙の負担割合を乗じて求めた額とする。

2 電気料金

(1) 丁の負担額

下記ア及びイの合計額とする。

ア 札幌国際交流館に係る金額

リフレサッポロ全体の電気料金に、リフレサッポロ全体の電力使用量に占める札幌国際交流館の電力使用量（体育棟、指定管理者用事務室、ライラックホール及び同控室の電力使用量並びにリフレサッポロ全館共有部分の電力使用量に表1-1の札幌国際交流館の専有面積比率を乗じた電力使用量の合計）の割合を乗じて求めた額

イ 自治研修センター、教育支援センター及び職員健康管理課に係る金額

リフレサッポロ全体の電気料金から上記アの額を差し引いた額に、表1-1の自治研修センター、教育支援センター及び職員健康管理課の電気料金負担割合の合計を乗じて求めた額

(2) 乙の負担額

リフレサッポロ全体の電気料金から上記(1)アの料金を差し引いた金額に、表1-1の乙の負担割合を乗じて求めた額とする。

(3) 丙の負担額

リフレサッポロ全体の電気料金から上記(1)アの料金を差し引いた金額に、表1-1の丙の負担割合を乗じて求めた額とする。

3 上下水道料金及び都市ガス料金

(1) 丁の負担額

リフレサッポロ全体の上下水道料金又はリフレサッポロ全体の都市ガス料金に、表1-1の札幌国際交流館、自治研修センター、教育支援センター及び職員健康管理課の負担割合の合計を乗じて求めた額とする。

(2) 乙の負担額

リフレサッポロ全体の上下水道料金又はリフレサッポロ全体の都市ガス料金に、表1-1の乙の負担割合を乗じて求めた額とする。

(3) **丙の負担額**

リフレサッポロ全体の上下水道料金又はリフレサッポロ全体の都市ガス料金に、表1-1の丙の負担割合を乗じて求めた額とする。

4 ひかり電話基本料金

(1) **丁の負担額**

リフレサッポロ全体のひかり電話基本料金をリフレサッポロ各施設で使用する外線電話機の数で按分した額のうち、札幌国際交流館、自治研修センター、教育支援センター及び職員健康管理課の使用台数分

(2) **乙の負担額**

リフレサッポロ全体のひかり電話基本料金をリフレサッポロ各施設で使用する外線電話機の数で按分した額のうち、乙の使用台数分

(3) **丙の負担額**

リフレサッポロ全体のひかり電話基本料金をリフレサッポロ各施設で使用する外線電話機の数で按分した額のうち、丙の使用台数分

5 NHK放送受信料

表1-2のとおり

6 その他

上記によることが不適当又は困難な費用については、その都度、甲、乙、丙及び丁が協議の上、定めるものとする。

7 端数処理

(1) 電力使用量の割合については、小数点第5位未満を切り捨て、電力量(kWh)は小数点第2位未満を切り捨てるものとする。

(2) 負担金の額に1円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとし、切捨てにより合計額に不足が生ずるときは、当該不足額を丁の負担金に加算するものとする。

表1-1 各種費用負担割合

負担者	施設管理者	施設	専有面積比率(%)	負担割合(%)			
				業務委託 修繕 J:COM TV 消耗品 清掃	電気	上下水道	都市ガス
丁	丁	札幌国際交流館	42.2	42.2	(実績)	49.4	48.1
	甲	自治研修センター	23.3	23.3	40.4	18.2	20.3
	乙	教育支援センター	10.3	10.3	17.8	8.1	10.1
	丙	職員健康管理課	1.2	1.2	2.1	0.9	1.2
合計			77.0	77.0		76.6	79.7
乙	乙	健康管理センター指導室	2.8	2.8	4.8	3.6	2.8
	乙	健康管理センター健診所	14.6	14.6	25.3	15.4	12.0
合計			17.4	17.4	30.1	19.0	14.8
丙	丙	シルバー人材センター	5.6	5.6	9.6	4.4	5.5
	合計		5.6	5.6	9.6	4.4	5.5
合計			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表1-2 NHK放送受信料の負担方法

設置場所	台数	負担者	負担割合(%)	負担方法
リフレサッポロ 防災管理室 【主契約】	1	丁	77.0	主契約の契約料 ×77.0%を負担
		乙 健康管理センター 指導室	2.8	主契約の契約料 ×2.8%を丁に支払う
		乙 健康管理センター 健診所	14.6	主契約の契約料 ×14.6%を丁に支払う
		合計	17.4	
		丙	5.6	主契約の契約料 ×5.6%を丁に支払う
合計			100.0	
札幌国際交流館 (交流サロン)	2	丁	100.0	2契約目以降の2台分の契約料を 負担
教育支援センター	必要数	甲	—	丁の契約とは別のため、甲（教育委員会）が直接NHKに支払う
健康管理センター (診察ロビー)	2	乙	100.0	2契約目以降の2台分の契約料を 負担金として丁に支払う
シルバー人材セン ター	必要数	丙	—	丁の契約とは別のため、丙が直接N HKに支払う

別紙2 防災管理室の電話料金の負担方法

次の(1)と(2)について、乙、丙及び丁の負担額は下記のとおりとする。

- (1) 防災管理室に設置した電話機（加入回線使用）に係る基本料、通話料、キャッチホン使用料、ユニバーサルサービス料及びこれらに係る消費税相当額の合計額
- (2) 防災管理室に設置した電話機（ひかり回線使用）に係る通話料、ユニバーサルサービス料及びこれらに係る消費税相当額の合計額

1 丁の負担額

丁が支払う各料金に、表2の丁の負担割合を乗じて求めた額とする。

2 乙の負担額

丁が支払う各料金に、表2の乙の負担割合を乗じて求めた額とする。

3 丙の負担額

丁が支払う各料金に、表2の丙の負担割合を乗じて求めた額とする。

4 端数処理

負担金の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、切捨てにより合計額に不足が生ずるときは、丁の札幌国際交流館に係る負担金に当該不足額を加算するものとする。

表2

負担者	施設管理者	施 設	負担割合 (%)
丁	丁	札幌国際交流館	42.2
	甲	自治研修センター	23.3
		教育支援センター	10.3
		職員健康管理課	1.2
合 計			77.0
乙	乙	健康管理センター指導室	2.8
		健康管理センター健診所	14.6
合 計			17.4
丙	丙	シルバー人材センター	5.6
合 計			5.6
合 計			100.0